

# 3つの処遇改善加算を効果的に使用し、 介護職員等の賃金改善を図りましょう！

令和4年10月より、処遇改善加算は3種類となり、これまで以上に手厚く、柔軟な賃金改善を行うことができるようになりました。

- ①介護職員処遇改善加算
- ②介護職員等特定処遇改善加算
- ③介護職員等ベースアップ等支援加算 **NEW!**

## 処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和4年度改定後）

**①介護職員処遇改善加算**

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ 職場環境等要件を満たす

**<キャリアパス要件>**

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

**<職場環境等要件>**  
賃金改善を除く、職場環境等の改善

**②介護職員等特定処遇改善加算**

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。

- 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

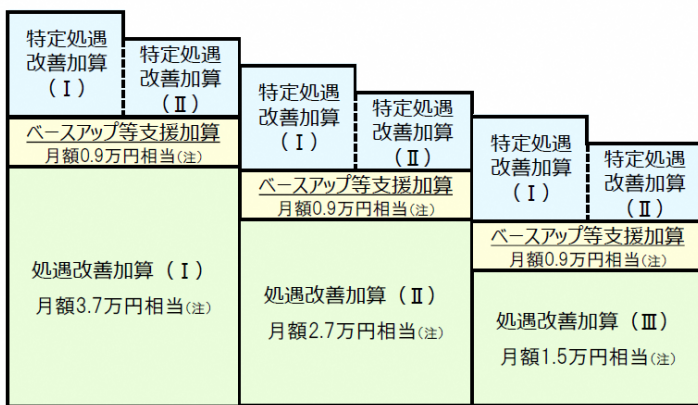
**③介護職員等ベースアップ等支援加算**

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

- 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

### 全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

処遇改善加算は年々取得する事業者が増えており、ご利用者・ご家族の理解も得られやすくなっています。また、計画書や実績報告書など、書類の作成も簡素化されています。

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
サービス提供月								
①介護職員処遇改善加算	91.5%	92.3%	92.4%	92.9%	93.2%	93.3%	93.4%	93.8%
②介護職員等特定処遇改善加算	—	58.3%	69.6%	71.2%	73.5%	73.9%	75.1%	75.9%
③介護職員等ベースアップ等支援加算	—	—	—	—	—	—	—	85.4%

②、③は処遇改善加算の取得が要件のため、処遇改善加算を取得している事業所数に占める割合として記載。

出典：介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の請求状況（厚生労働省）

青森県では事業者の皆様の処遇改善加算等の取得促進に向け、セミナーや個別相談、訪問相談等を無料実施しています。詳しくは裏面の事業内容をご確認ください。

## 「介護職員処遇改善加算等取得」セミナー <無料>

処遇改善加算の取得に向けたセミナーをZoom（web会議システム）で開催いたします。

### ◆開催日時

- ・ 令和5年1月17日（金）
- ・ 令和6年1月26日（金） ※全日程13：30～16：30
- ・ 令和6年2月9日（金）

### ◆時間・内容

- 13：30～15：30 処遇改善加算等の基本的な考え方  
各加算の取得要件と運用のポイント
- 15：40～16：30 計画書・実績報告書の記載方法について

QRコードから  
のお申し込み  
もできます！



### ◆申込方法

- ①別紙「処遇改善加算等取得セミナー申込書」から または、
- ②インターネットから、「かいご応援ネットあおもり」と検索し、「イベント・スケジュール」▶「介護職員処遇改善加算等取得セミナー」よりお申込みください。

## 相談窓口 <無料>

処遇改善加算等に関する相談窓口を設置しています。電話やメールなどお気軽にお問い合わせください。

受付時間：平日9：30～16：30

電話番号：017-718-1820

メールアドレス：aomori-kaigo@eidell.co.jp

気軽に聞けて安心ね



## 個別相談・個別訪問（随時受付） <無料>

事業者の担当者と1対1で、処遇改善加算に関する様々な相談に対応します。Zoomでの相談の他、ご希望に応じ対面での実施も可能となっております。

処遇改善加算を取得していない事業者へは、コンサルタントが事業者へ直接訪問する訪問相談を行います。訪問することで「現状の把握」、「課題整理」、「支給方法の検討」、「計画書作成」と、一つずつ課題解決が行えます。

例) 処遇改善加算の支給方法について見直したい

計画書を一緒に作成したい

給与規程等を確認し、法人・会社に合った方法での加算の支給を検討したい

QRコードから  
のお申し込みも  
できます！



◆申込方法 別紙「個別相談・個別訪問のご案内」よりお申込みください。

## さらに人材育成・定着の促進を目指す事業所の方は…

青森県介護サービス事業所認証評価制度に参加宣言し、認証取得に向けた取組を進めましょう。参加宣言することでセミナーや個別相談、現地相談など様々な支援を全て無料で受けることができます。

2023年10月現在 **172法人**が参加宣言し、**46法人**が認証を取得しています。

制度の仕組みや今年度の支援メニューの日程等は下記をご確認ください。

**かいご応援ネットあおもり** (<http://www.aomori-kaigo.net/>)

